

令和 5 年度 奄美群島持続可能な観光推進事業（仮称） 仕様書

1 委託業務名

奄美群島持続可能な観光推進事業（仮称）

2 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 15 日までとする。

3 目的

世界自然遺産登録地域を含む奄美群島国立公園地域において、持続的なまちづくりを実現するため、持続可能な観光を推進し、群島全体の観光客数を確保するとともに、データの集積・分析・活用することで、奄美群島全体の活性化を図ることを目的し、各島の持続可能な観光に関する取組を積極的に PR するとともに、旅行代金の割引を主とする「奄美群島周遊観光促進キャンペーン（仮称）」等を実施する。

4 業務内容

本仕様書において委託する業務は次の各号のとおりとし、実施にあたっては、必ず事務局と協議の上行う。

(1) 「周遊キャンペーン」に係る業務

① 「周遊キャンペーン」を活用した旅行商品造成及び販売の促進

ア. 旅行代金の割引等による旅行商品 造成促進

イ. 「周遊キャンペーン」のプロモーション

ウ. 旅行商品造成と販売を行う店舗の取り纏め

② 「周遊キャンペーン」に連動した電子クーポンの配布

ア. 電子クーポン利用スキーム構築（キャンペーン商品購入者へ付与）

イ. 電子クーポン利用可能店舗の募集と取り纏め

ウ. 電子クーポン利用に係る精算業務

※群島内の事業者の負担も考慮し、県内及び群島内の電子クーポンの活用状況も把握し、より効率的なシステムの活用を検討すること。なお令和 4 年度事業においては、スタンプイを使用している。

③ 「周遊キャンペーン」の実施期間と規模

実施期間は令和 5 年夏季～令和 6 年 2 月頃を予定とし対象人員は 1 万人泊規模を想定している。

なお、事業実施にあたり奄美群島広域事務組合（以下「広域事務組合」と

いう。)と事業受託者が協議の上変更する場合がある

(2) 上記(1)に係る事務局運營業務

①旅行事業者の選定等

「周遊キャンペーン」に協力する旅行事業者(以下「協力旅行事業者」という。)の選定及び取扱量の配分。

また、協力旅行事業者の選定及び配分に係る報告

②協力旅行事業者の販売状況の把握

協力旅行事業者における予約・販売状況の把握及び定期的な報告

なお、定期的な報告は、月末締め報告の他、助成対象期間終了前に販売が終了した際に報告を行うものとする。

③旅行代金(宿泊料金)割引に関する交付事務

協力旅行事業者への旅行代金(宿泊料金)割引に関する交付事務は、協力旅行事業者が取り扱った旅行商品の宿泊人数を関係書類で確認したうえで交付すること。

④「周遊キャンペーン」の広報

WebやSNS等を活用した「周遊キャンペーン」の広報、ポスターやチラシの作成(空港、港、イベントでのPR用)、奄美群島観光PR動画の利用

⑤奄美群島国立公園のブランドイメージ創出のための情報発信及び奄美群島の持続可能な観光に関する取組のPR

⑥上記①～⑤に係る事務局の設置

⑦上記のほか、「周遊キャンペーン」実施に必要な業務

(3) 観光客の動態データ取得

①「周遊キャンペーン」と連動する観光客の動態データ取得業務

観光客の属性と観光スポットの周遊状況を含めた動態データを取得すること。事業終了後広域事務組合で活用することを想定している。

② 動態データの分析業務

③ ②を基にした、講習業務

各島で行政、観光事業者等に対して講習会を実施すること。

(4) 事業全体の効果分析

①「周遊キャンペーン」に対する市場(旅行者、参画事業者)の反応等の情報や、旅行商品利用者の感想(アンケート等)を収集して情報を取りまとめること。

②事業全体の効果を定量的に分析するとともに課題についてまとめること。

③本事業の取組結果を基に、群島周遊観光促進に向けて課題や今後に向けての取組提言を行うこと。(各島で実施)

※新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、緊急事態宣言の発出その他感染拡大による社会情勢不安などの状況にある場合は、広域事務組合と適宜調整、見直しを行うものとする。

5 企画提案を求める具体的内容

本事業は、国立公園を軸として、観光客に群島内の持続可能な観光に関する取組や地域文化と環境の保全を理解していただくことに加え、奄美群島内を周遊観光していただくことを想定している。また事業の実績を基に奄美群島の観光に求められていることやターゲット層を明確にし、事業終了後も奄美群島の持続可能な観光に繋がるような企画提案を期待する。

(1) 「周遊キャンペーン」の対象について

- ・奄美大島に加え、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島のいずれかを対象とした旅行商品
- ・喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島のいずれかを対象とした旅行商品
- ※奄美大島のみ宿泊する旅行商品は「周遊キャンペーン」の対象外
- ※割引額の上限は50%とする（クーポン分は含まない）
- ※旅行商品は、観光地を巡るだけでなく、エコツアーガイド等を利用した各島の体験プログラムを入れるなど、地域の経済循環を考えたものを期待する。

(2) 割引額の設定について

- ・予算の範囲内において、奄美群島内の周遊観光について、最大限効果が発揮されるよう、割引及び、上限額が設定されることを期待する。

(3) 事務局運營業務について

- ・業務遂行に十分な体制を確保し、広域事務組合との連絡体制・迅速な対応が可能な計画を提示すること。

(4) 奄美群島のブランドイメージ創出

- ・奄美群島の国立公園のブランドイメージ創出のための情報発信。
- ・奄美群島の持続可能な観光の取組の情報発信。
- ・どの媒体を使用し、どこの層を狙い、どれくらいの周知数(PV 数等)・検索数を狙うのか、具体的な方法を提示すること。
- ・使用媒体は複数を想定。奄美群島内の企業やクリエイターなどに協力を依頼することを期待する。

6 業務予算額 149,380,000 円以内（税込）

7 必要な人員の配置

実施にあたっては、責任者及び運営に適正な人員を配置しなければならない。

8 業務の進め方

受託者は、本業務を円滑かつ効率的に進めるために、広域事務組合と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。なお、本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施に当たり必要となる事項については、その都度広域事務組合と十分協議した上、その指示に従うと共に、広域事務組合は期間中、適宜、実施状況の報告を求めることができる。

9 成果物（事業報告書）の提出

提出書類

履行期限内に本業務に係る以下事業実施報告書を提出すること

- (1) 紙媒体 20 部
- (2) 電子データ 1 部 (USB)
- (3) 取得した動態データ
- (4) その他 広域事務組合が必要と認める書類
 - ・ 成果物については、広域事務組合と調整を行うこととする。
 - ・ 報告書はイラスト、イメージ図等を使用し、分かりやすい内容とすること。

10 成果物等の権利

本業務の履行により設計・構築した成果品の著作権（著作権法第 21 条から 28 条までをいう）は、広域事務組合に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権を行使しないこととする。本業務の成果品に第 3 者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うものとする。

11 一般事項

- (1) 受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任で賠償する。
- (2) 受託者は、本業務上必要な関係書類を常に整備し、広域事務組合から提出を求められた際は速やかに提出する。

12 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を広域事務組合の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。契約期間が終了した後も同様とする。

1.3 個人情報保護

本業務で個人情報を扱う場合は、個人情報の管理に最善の注意を払うものとする。また、個人情報を改ざん、破損、滅失および漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じるものとする。

また、受託者は、本業務を実施にあたっての個人情報の取扱いについては別記「個人情報の保護及び管理に関する特記事項」を遵守しなければならない。

1.4 手直し

受託者は計画業務が完了した時、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

1.5 特記事項

- (1) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに広域事務組合と協議し、その指示を受けなければならない。
- (2) 契約後、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、広域事務組合と受託者の協議の上対応を決定する。その他、プロポーザルの技術提案書に基づく事項を実施すること。
- (3) 現時点で新型コロナウイルスへの有効な治療手段が確立されていないため、受託者は委託業務を行う際及び造成するプログラム内容について、「新しい生活様式」や「新しい旅のエチケット」など参考に、新型コロナウイルス感染症防止対策に十分配慮すること。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受託者は、広域事務組合の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受託者は、広域事務組合の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために広域事務組合から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受託者は、広域事務組合の承認があるときを除き、この契約による個人

情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために広域事務組合から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに広域事務組合に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、広域事務組合が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに広域事務組合に報告し、広域事務組合の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 広域事務組合は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 広域事務組合は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 広域事務組合は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。